

事 務 連 絡
令和6年5月14日

長野国有林森林整備協会
名古屋造林素材生産事業協会
(一社)長野林業土木協会
(一社)名古屋林業土木協会
(一社)林道安全協会中部支所
(一社)林道安全協会中部支所名古屋出張所

殿

中部森林管理局 森林整備部長

請負事業体等の重大災害の発生について

令和6年4月5日、九州局管内の立木販売の事業箇所において重大災害が発生したので、その概要等を別添1のとおり送付します。

この災害は、スギ丸太をグラップル付きフォワーダからトラックへ積み込む作業を終えた被災者が、荷締めを行うための確認作業中に、何らかの原因でスギ丸太がトラックから滑落して胸部を強く打ち受災したと推定されるものです。

本災害は、被災当時の状況からスギ丸太は滑落しやすい状況にあったと推定され、積荷の落下に対する危険予知や周囲の状況の確認が不十分なまま作業を進めたために受災したと考えられるに加え、保安帽の着用されていなかったことなど、安全作業に係る基本的事項が順守されておらず、請負事業体等の労働安全の確保を図る上で非常に憂慮される状況となっています。

つきましては、本件のような災害を防止するため、傘下会員に対して、このたびの災害概要を周知するとともに、下請け者を含む全ての現場従業員が様々な危険予知を行い安全な作業に徹するよう、機会ある毎に繰り返し要請をお願いします。

(担当:企画官(間伐推進担当) TEL050-3160-6569)

事 務 連 絡

令和 6 年 5 月 10 日

各森林管理局

森林整備部長 殿

(請負事業者等労働安全衛生担当扱い)

林野庁業務課長

請負事業者等の重大災害の発生について

令和 6 年 4 月 5 日、九州森林管理局管内の立木販売において発生した重大災害の概要を別添のとおり送付する。

今回の災害は、スギ丸太をグラップル付きフォワーダからトラックへ積み込む作業を終えた被災者が、荷締めを行うための確認作業中に、何らかの原因でスギ丸太がトラックから滑落して胸部を強く打ち受災したと推定されるものである。

本災害は、被災当時の天候が雨だったことやスギ丸太の樹皮が剥離していたこと、道路の形状によりトラックが傾斜していたことから、スタンションの高さ程度に積み込まれていたスギ丸太は滑落しやすい状況にあったと推定され、積荷の落下に対する危険予知や周囲の状況の確認が不十分のまま作業をさせたために受災したと考えられることに加えて、発見時に保護帽が着用されていなかったことは、安全作業に係る基本的事項が遵守されておらず、請負事業者等の労働安全の確保を図る上で非常に憂慮される事態である。

このため、各森林管理局署においては、あらゆる機会をとらえて、請負事業者、立木販売の契約者、樹木採取権者に対し、別紙関連法令等を踏まえ、契約約款や仕様書等に基づき、下記を中心とした安全作業に係る基本的事項について改めて周知徹底し、類似災害の防止に努めるよう注意喚起するとともに、労働基準監督署との緊密な連絡協調を図り、各署等の実態に応じて適切な指導を行われたい。併せて、元請け事業者から下請け事業者への安全指導の徹底を図るとともに、事業者への注意喚起事項が現場作業員まで周知・徹底されるよう要請されたい。

また、関係職員等に対し、本件災害概要等について周知を図られたい。

なお、これらの対応とともに、「請負事業者等の労働災害防止対策の推進について」(令和 6 年 4 月 25 日付け林野庁業務課長事務連絡)に基づく現場巡視等を適切に実施されたい。

記

- 1 事業者は、貨物自動車等に荷を積載するときは、偏荷重が生じないように積載すること。また、荷崩れや荷の落下による労働者の危険を防止するため、荷にロープを掛ける等の必要な措置を講ずること。（安衛則第151条の10、陸災防規程第41条関連）
- 2 事業者は、作業者に墜落または物体の飛来もしくは落下の危険のある場所で作業等を行わせるときは、保護帽を正しく着用させなければならない。（安衛則第151条の74、陸災防規程第31条関連）
- 3 事業者は、作業者に荷を貨物自動車に積む作業を行わせるときは、荷姿及び荷の重量並びに作業箇所状況について、作業開始前に下見させること。また、作業を行う前に、貨物自動車周辺の地面の凹凸等を確認させるとともに、資材等が置かれている場合には整理・整頓してから作業を行わせること。（陸災防規程第41条関連）

担当：業務課企画官（水源地域整備担当）

労働安全衛生規則(昭和47年9月30日労働省令第32号)抜粋

(荷の積載)

第百五十一条の十 事業者は、車両系荷役運搬機械等に荷を積載するときは、次に定めるところによらなければならない。

- 一 偏荷重が生じないように積載すること。
- 二 不整地運搬車、構内運搬車又は貨物自動車にあつては、荷崩れ又は荷の落下による労働者の危険を防止するため、荷にロープ又はシートを掛ける等必要な措置を講ずること。

(使用の制限)

第百五十一条の六十六 事業者は、貨物自動車については、最大積載量その他の能力を超えて使用してはならない。

(保護帽の着用)

第百五十一条の七十四 事業者は、次の各号のいずれかに該当する貨物自動車に荷を積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は次の各号のいずれかに該当する貨物自動車から荷を卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うとき(第三号に該当する貨物自動車にあつては、テールゲートリフターを使用するときに限る。)は、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

- 一 最大積載量が五トン以上のもの
 - 二 最大積載量が二トン以上五トン未満であつて、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの
 - 三 (略)
- 2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

陸上貨物運送事業労働災害防止規程(最終変更 平成29年10月26日)抜粋

(保護帽の着用)

第31条 会員は、従業員に次の各号に掲げる作業を行わせるときは、墜落時保護用及び飛来落下物用の保護帽を正しく着用させなければならない。

- (1) 貨物自動車の荷台上又は積荷上の作業
- (2) はい作業
- (3) 玉掛け作業
- (4) 前各号のほか墜落又は物体の飛来若しくは落下の危険のある場所での作業

(積卸し作業)

第41条 会員は、従業員に荷を貨物自動車に積む作業を行わせるときは、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 荷姿及び荷の重量並びに作業箇所の状況について、作業開始前に下見すること。
- (2) 作業を行う前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等を確認するとともに、資材等が置かれている場合には整理・整頓してから行うこと。
- (3) ~ (9) (略)
- (10) 荷崩れし、又は移動するおそれがある荷は、繊維ロープ、ワイヤロープ等の用具により、荷台等に確実に固定すること。

令和 6 年度

<林 野 庁 集 計>

令和6年4月18日現在

国有林野事業の実行に係わる
請負事業体等の死亡災害報告
(概 況)

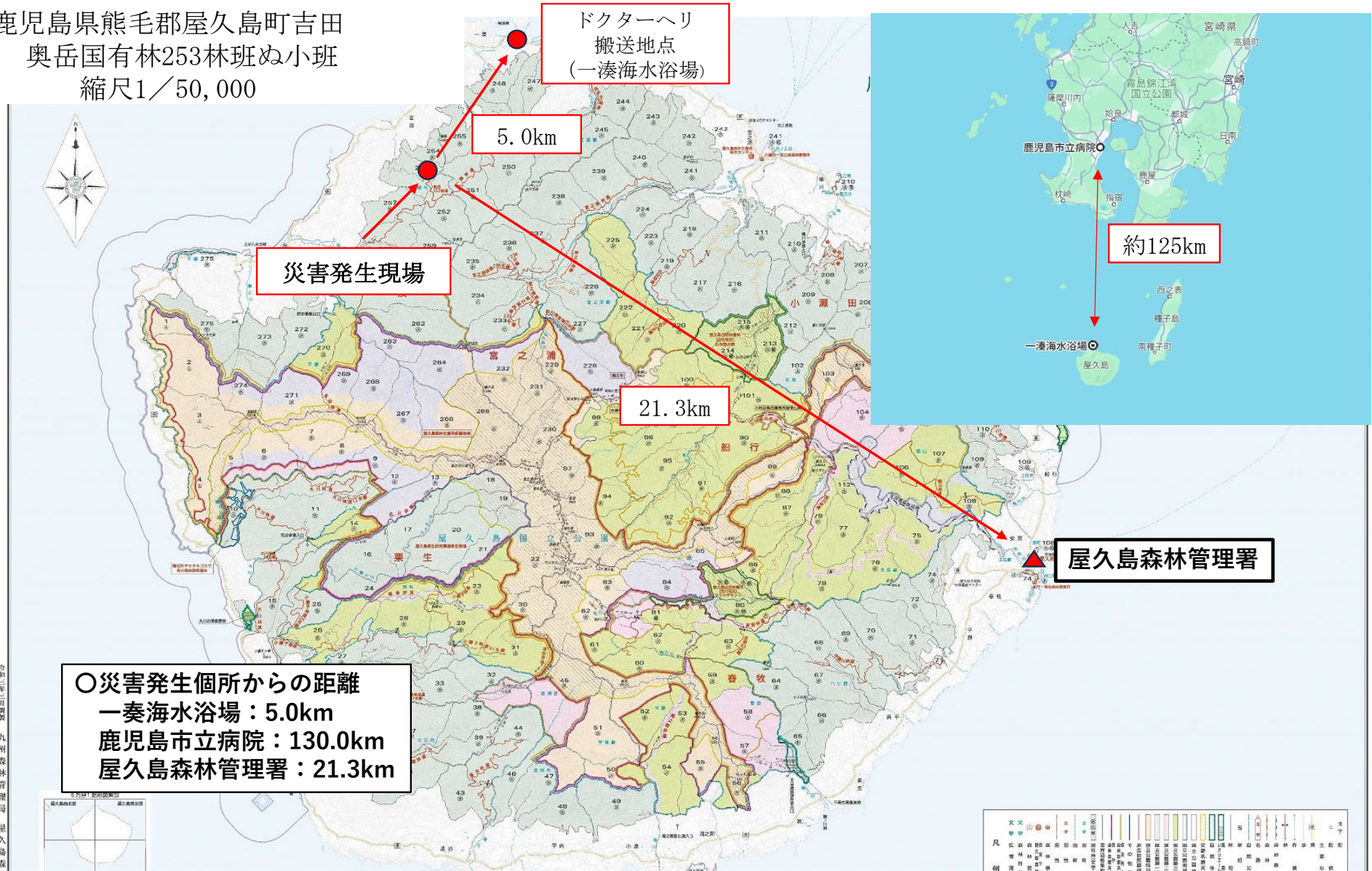
区 分	生 産	造 林	林 道	治 山	その他	立 販	樹木採取権	計
本 年 度 累 計						1		1
前年度同期累計								0
前 年 度 計	3			1				4

※ 森林整備事業の活用型や誘導伐に関連する災害は生産事業に分類している。

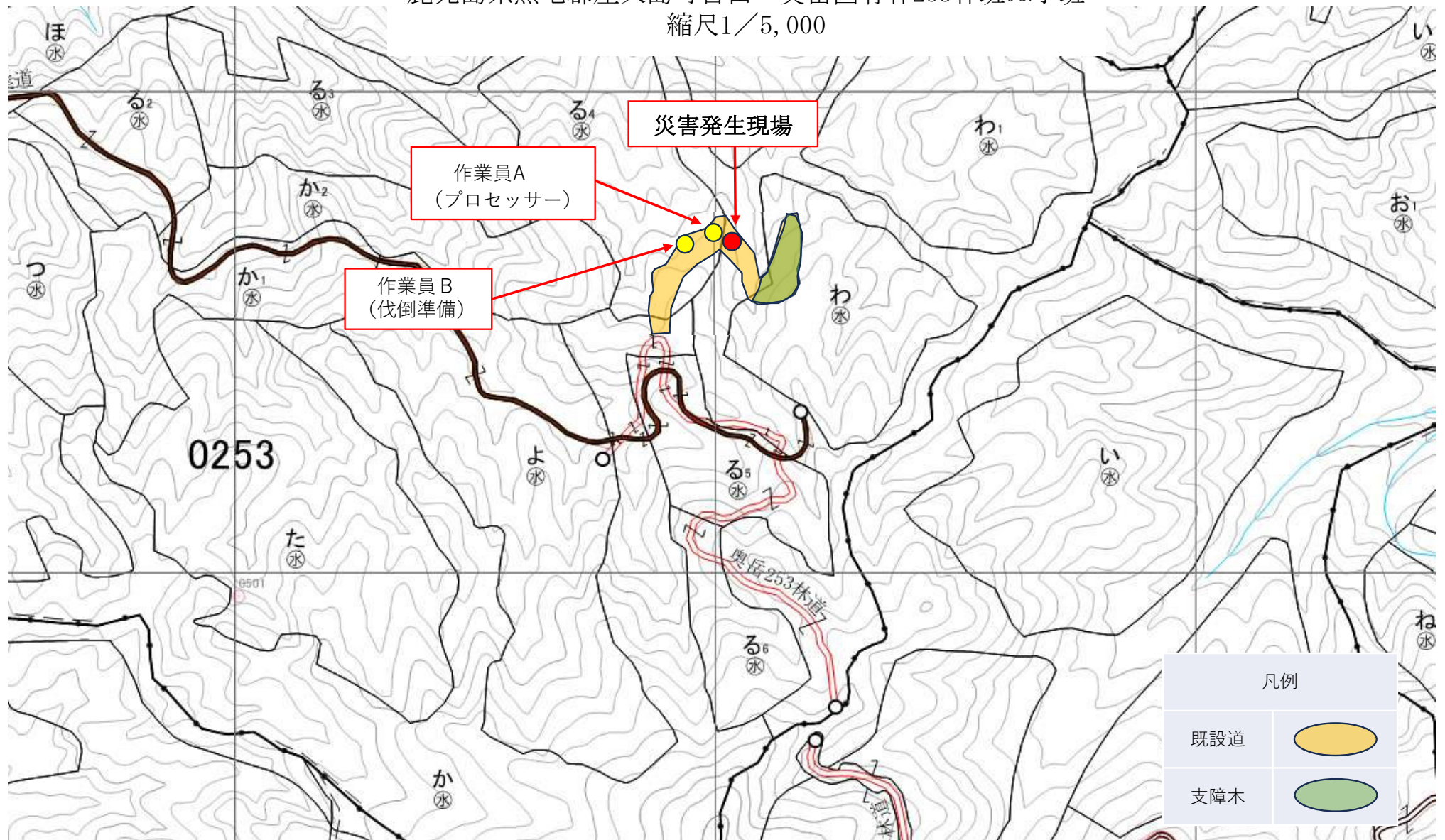
1 森林管理局・署等名	九州森林管理局 屋久島森林管理署
2 事業の種類	立木販売 (林道支障木)
3 災害発生日時等	令和6年4月5日(金)14時00分頃 発生 (死亡：令和6年4月5日(金)17時38分 死因：両肺挫傷)
4 災害発生場所	鹿児島県熊毛郡屋久島町吉田 奥岳国有林253ぬ林小班
5 契約相手方	有限会社 鹿根益建設 代表取締役 鹿島 益男
6 事業実行事業体	屋久島森林組合 代表理事組合長 牧 実寛 (5との関係：1次下請) 有限会社 屋久島林業 代表取締役社長 三角 伸子 (5との関係：2次下請)
7 被災者年齢等	年齢：61歳 性別：男 雇用区分：常雇 社会保険等加入状況：(健)、(厚)、(労)、(雇) 退 共
8 従事作業	トラック積込み作業
9 災害の概況 【聞き取り内容】	<p>当該災害が発生した箇所は、鹿児島県が発注する国有林を通過する森林管理道の新設箇所における支障木として、工事の受注者である有限会社鹿根益建設に立木販売を行った箇所である。</p> <p>なお、作業については、伐出集積作業までを屋久島森林組合が下請けし、集積箇所からトラックへの積込み、運搬を2次下請けとして屋久島林業が請負った事業である。</p> <p>当日、被災者は、既設の森林管理道上 (傾斜約10度) において、森林組合の作業員2名 (作業員A：プロセッサによる造材作業に従事、作業員B：伐倒作業の準備) が搬出したスギ丸太をグラップル付きフォワーダからトラックに積み込む作業に従事していた。</p> <p>被災者等は、8時30分頃から作業を開始し、昼休憩後、13:00時頃から午後の作業に従事していた。14時00分頃、作業員Aは、フォワーダが動いておらず被災者の姿が見えないことを不審に思いトラックの周辺を確認したところ、トラック左側の</p>

<p>【ここからは推定】</p>	<p>後輪に背をもたれながら座った状態で、左足がスギ丸太（長級 3.8m、元口径 38cm、末口径 28cm）の下敷きになっている被災者を発見した（被災者は、積み込み作業中は保護帽を着用していたが、発見時は保護帽を着用していなかった。なお、保護帽はトラックの車内にあったことが被災後に確認されている。）。発見時点では呼吸と意識はあったものの胸が苦しそうな表情をしていたため、直ちに作業員Bに連絡し、二人で被災者の左足に乗っていたスギ丸太を取り除いた。その後、作業員Bは救急車を呼ぶため通話が可能なところまで移動し、14 時 20 分頃に消防署へ救急車の要請と森林組合へ事故発生の連絡を行った。14 時 40 分頃、救急車が現場へ到着し、救急隊員の判断で要請したドクターヘリの緊急離着陸場である一湊（いっそう）海水浴場へ移送後、16 時 20 分頃にドクターヘリで鹿児島市立病院へ向け搬送され、16 時 54 分頃に到着したが、17 時 38 分に搬送先の鹿児島市立病院で死亡が確認された。</p> <p>被災当時の天候は雨であり、スギ丸太の樹皮が剥離していたことや道路の形状によりトラックが傾斜していたことから、スタンションの高さ程度に積み込まれていたスギ丸太は滑落しやすい状況にあったと推定される。このような中、被災者は、積み込み作業を終えて保護帽をトラックの車内に保管した後、荷締めを行うための確認作業中に、何らかの原因でスギ丸太が滑落して胸部を強く打ち受災したものと推定される。</p> <p>なお、トラックの積載量は過積載ではなかった。</p> <p>主 因：危険予知不足、周囲の状況の確認不足</p>
<p>10 そ の 他</p>	

鹿児島県熊毛郡屋久島町吉田
奥岳国有林253林班ぬ小班
縮尺1/50,000



鹿児島県熊毛郡屋久島町吉田 奥岳国有林253林班ぬ小班
縮尺1/5,000



災害箇所現況状況

プロセッサー

10tトラック

フォワーダ

傾斜
10%
研削

鹿児島県森林管理道
(屋久島北部線)





作業配置状況

作業員 B
(伐倒準備)

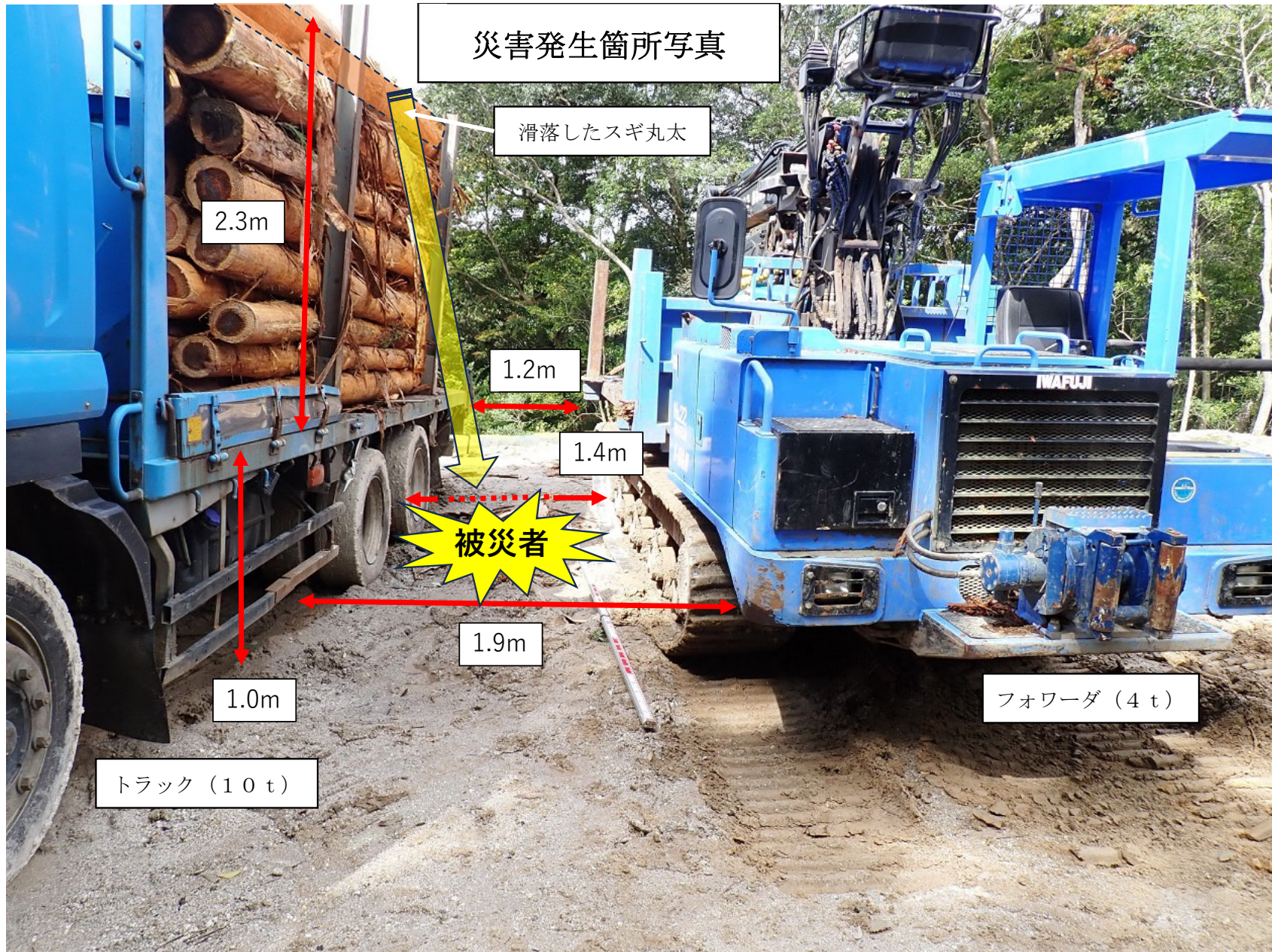
作業員 A
(プロセッサー)

10tトラック

被災者

フォワーダ

鹿児島県森林管理道
(屋久島北部線)



災害発生箇所状況写真



滑落したスギ丸太
長 級：3.8m
元口径：38cm
末口径：28 cm

トラックへの積み込み状況


滑落したスギ丸太



被災者



警察の現場検証時にトラックから降ろされたスギ丸太
(災害発生時はトラックに積まれていた)



トラックから滑落したスギ丸太

長 級：3.8m
元口径：38cm
末口径：28 cm

※ 屋久島警察署の指示により災害現場より屋久島林業に移動させて保管。